

## 鎌倉市請負工事設計変更等事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号。以下「規則」という。）に基づき、工事の設計変更及び契約変更の手続きを適正に行うとともに工事の施行を合理的、かつ、円滑に進行するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更 工事の施行にあたって設計図書の一部を訂正又は変更することをいう。

(2) 契約変更 契約期間又は契約金額を変更することをいう。

### (設計変更の基本原則)

第3条 設計変更は、当該工事の目的を変更しない範囲で、かつ、やむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

### (設計変更の基準)

第4条 設計変更は、規則第56条第1項各号及び第5項に規定する事由に基づいて調査した結果、必要と認めたときにこれを行うものとする。

### (請負者への指示)

第5条 担当者は、設計変更を行うときは、当該設計変更の内容についてあらかじめ請負者と協議を行い、その内容について工事担当課長の決裁を受けなければならない。

2 前項の設計変更に伴う請負者への指示は、当該契約変更の締結後速やかに行うものとする。ただし、次条ただし書の設計変更に関する指示にあつては、前項の決裁後に行うものとする。

3 第1項の協議に際し、工事担当課長は、契約変更の見込額その他の変更内容について、工事委任課長、経理担当課長等、財政課長及び契約検査課長に意見を聴くものとする。

### (契約変更の時期)

第6条 設計変更に伴う契約変更は、その都度遅滞なく行うものとする。ただし、次の各号に掲げる設計変更による契約変更の見込額の合計額が、当初の契約金額の20パーセント以内で、かつ、400万円を超えないものは、一括してこれを行うことができるものとする。

(1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの

(2) 国等の補助事業で国等の調整が必要でないもの

(3) 新たな予算措置を必要としないもの

(4) 議会の議決等を必要としないもの

(5) 契約期間が複数年度にわたらないもの

(部分払の手続)

第7条 契約変更が複数回行われた場合において、直近の変更契約締結までに行われる部分払金の算定の基礎となる契約金額は、当該変更契約締結の直前に締結されたものの契約金額によるものとする。

付 則

この要領は、平成18年4月1日以後に契約を締結した工事の設計変更及び契約変更の手続きについて適用する。